

## 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

令和3年5月  
経済産業省製品安全課

### 1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

### 2. 改正の内容

#### (1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

#### (2) 改正する規格の数： 26規格

改正区分	基準数
① 採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの	22
②未採用のJISを、新たに採用するもの	4

#### (3) 猶予期間経過により削除する規格の数：16規格

### 3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：6月実施予定（30日間）

(2) 改正：8月以降予定。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

資料2別添1

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60320-1(2021)	JIS C 8283-1(2019)+追補1(2021)	IEC 60320-1第3版(2015), Amd.1(2018)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項	J60320-1(2019)	JIS C 8283-1:2019
2	J60320-2-1(2021)	JIS C 8283-2-1(2021)	IEC 60320-2-1第3版(2018)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第2-1部：ミシン用カプラー	J60320-2-1(H21)	JIS C 8283-2-1:2008
3	J60320-2-3(2021)	JIS C 8283-2-3(2021)	IEC 60320-2-3第2版(2018)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第2-3部：IPX1以上の保護等級をもつ機器用カプラー	J60320-2-3(H21)	JIS C 8283-2-3:2008
4	J60335-2-13(2021)	JIS C 9335-2-13(2021)	IEC 60335-2-13第6版(2009), Amd.1(2016)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-13部：深めのフライ鍋、フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項	J60335-2-13(H20)	JIS C 9335-2-13:2006
5	J60335-2-14(2021)	JIS C 9335-2-14(2021)	IEC 60335-2-14第6版(2016), Amd.1(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-14部：ちゅう房機器の個別要求事項	J60335-2-14(H20)	JIS C 9335-2-14:2005
6	J60335-2-15(2021)	JIS C 9335-2-15(2021)	IEC 60335-2-15第6版(2012), Amd.1(2016), Amd.2(2018)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-15部：液体加熱機器の個別要求事項	J60335-2-15(H20)	JIS C 9335-2-15:2004
7	J60335-2-53(2021)	JIS C 9335-2-53(2021)	IEC 60335-2-53第4版(2011), Amd.1(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-53部：サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項	J60335-2-53(H27)	JIS C 9335-2-53:2015
8	J60335-2-54(2021)	JIS C 9335-2-54(2021)	IEC 60335-2-54第4版(2008), Amd.1(2015), Amd.2(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-54部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項	J60335-2-54(H20)	JIS C 9335-2-54:2005
9	J60335-2-65(2021)	JIS C 9335-2-65(2021)	IEC 60335-2-65第2版(2002), Amd.1(2008), Amd.2(2015)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-65部：空気清浄用機器の個別要求事項	J60335-2-65(H20)	JIS C 9335-2-65:2004

10	J60335-2-67(2021)	JIS C 9335-2-67(2021)	IEC 60335-2-67第4版(2012), Amd.1(2016)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－67部：業務用床処理機の個別要求事項	J60335-2-67(H20)	JIS C 9335-2-67:2005
11	J60335-2-76(2021)	JIS C 9335-2-76(2021)	IEC 60335-2-76第3版(2018)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－76部：電気さく用電源装置の個別要求事項	J60335-2-76(H29)	JIS C 9335-2-76:2017
12	J60335-2-81(2021)	JIS C 9335-2-81(2021)	IEC 60335-2-81第3版(2015), Amd.1(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－81部：足温器及び電熱マットの個別要求事項	J60335-2-81(H20)	JIS C 9335-2-81:2006
13	J60335-2-85(2021)	JIS C 9335-2-85(2021)	IEC 60335-2-85第2版(2002), Amd.1(2008), Amd.2(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－85部：ファブリックスチーマの個別要求事項	J60335-2-85(H20)	JIS C 9335-2-85:2005
14	J60335-2-89(2021)	JIS C 9335-2-89(2021)	IEC 60335-2-89第3版(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－89部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項	J60335-2-89(H20)	JIS C 9335-2-89:2005
15	J60335-2-98(2021)	JIS C 9335-2-98(2021)	IEC 60335-2-98第2版(2002), Amd.1(2004), Amd.2(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－98部：加湿器の個別要求事項	J60335-2-98(H20)	JIS C 9335-2-98:2006
16	J60670-1(2021)	JIS C 8462-1(2021)	IEC 60670-1第2版(2015)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第1部：一般要求事項	J60670-1(H26)	JIS C 8462-1:2012
17	J60884-2-5(2021)	JIS C 8282-2-5(2021) ただし、附属書AAを適用しない	IEC 60884-2-5第2版(2017)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2－5部：アダプタの個別要求事項	J60884-2-5(H20)	JIS C 8282-2-5:2007
18	J60898-1(2021)	JIS C 8211(2020)＋追補1(2021)	IEC 60898-1第2版(2015)	住宅及び類似設備用配線用遮断器	—	—
19	J61008-1(2021)	JIS C 8221(2020)＋追補1(2021)	IEC 61008-1第3版(2010), Amd.1(2012), Amd.2(2013)	住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置なし(RCCBs)	—	—

20	J61009-1(2021)	JIS C 8222(2021)	IEC 61009-1第3版(2010), Amd.1(2012), Amd.2(2013)	住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置付き (RCBOs)	—	—
21	J61058-1(2021)	JIS C 4526-1(2020)	IEC 61058-1第4版(2016)	機器用スイッチ－第1部：通則	J61058-1(H29)	JIS C 4526-1:2013
22	J61058-1-1(2021)	JIS C 4526-1-1(2020)	IEC 61058-1-1第1版(2016)	機器用スイッチ－第1－1部：機械スイッチの要求事項	—	—
23	J62133-2(2021)	JIS C 62133-2(2020)	IEC 62133-2第1版(2017)	ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池	J62133(H28)	JIS C 8712:2015
24	J62841-2-5(2021)	JIS C 62841-2-5 (2020)	IEC 62841-2-5第1版(2014)	手持形電動工具，可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第2－5部：手持形丸のこの個別要求事項	J60745-2-5(H22)	JIS C 9745-2-5:2009
25	J62841-2-14(2021)	JIS C 62841-2-14(2020)	IEC 62841-2-14第1版(2015)	手持形電動工具，可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第2－14部：手持形かんなの個別要求事項	J60745-2-14(H22)	JIS C 9745-2-14:2009
26	J74001(2021)	JIS C 8300(2019)+追補1(2021)	—	配線器具の安全性	J74001(2019)	JIS C 8300:2019

## 整合規格へ採用する JIS の概要

## 1 J60320-1 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 8283-1:2019+追補 1 (2021) 家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ
  - 第 1 部 : 一般要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する用途で使用する主電源用の電気機器への接続を目的とした、接地極（コンタクト又はピン）付又は接地極なしの、2 極の機器用カプラの一般要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : 差込みプラグ、コードコネクタボディ、器具用差込みプラグ
- ・主な改正内容 : 対応国際規格の追補発行に伴う改正
  - 試験の際のねじの締付けトルクの規定を表 13 に変更。(21, 22. 2. 3 及び 23. 2)
  - トルク及び引張試験の実施手順を変更。(23. 6)
  - 0. 2A の機器用カプラに対する耐熱性要求を緩和。(24. 1)

## 2 J60320-2-1 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 8283-2-1:2021 家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ
  - 第 2-1 部 : ミシン用カプラ
- ・適用範囲 : この規格は、家庭ミシン用の特殊な機器用カプラで、定格電圧 250V 以下、定格電流 3. 0A 以下の交流専用のミシン用カプラについて規定する。
- ・電気用品名 : 器具用差込みプラグ
- ・主な改正内容 : 併読する規格 JIS C 8283-1 の 2019 年改正に伴う整合化。
  - JIS C 8283-1 で端子及び終端に対する要求が規定されたことより、個別で規定した試験条件の 12. 2. 4 及び 12. 6. 2 を削除。
  - コード非交換形のコネクタ及びプラグコネクタのコードの該当する規定を JIS C 3010 の引用に変更。

## 3 J60320-2-3 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 8283-2-3:2021 家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ
  - 第 2-3 部 : IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラ
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する用途で使用する主電源用の電気機器への接続を目的とした、接地極（コンタクト又はピン）付又は接地極なしの 2 極の機器用カプラであって、水の浸入に対して IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラに適用する。
- ・電気用品名 : 差込みプラグ、コードコネクタボディ、器具用差込みプラグ（屋外機器用）
- ・主な改正内容 : 併読する規格 JIS C 8283-1 の 2019 年改正に伴う整合化。
  - 試験に関する一般注意事項については併読する JIS C 8283-1 によることとし、旧規格の箇条 5 で規定していた試験に関する個別の注意事項を削除。
  - 寸法及び適合性については、JIS C 8283-3(スタンダードシート及びゲージ)によることとし、旧規格の箇条 9 で規定していたスタンダードシート及びゲージの図を削除。
  - JIS C 8283-1 の改正に伴い、箇条 10, 箇条 12, 箇条 13, 箇条 15, 箇条 21, 箇条 22 及び箇条 23 において、この規格で規定する必要がなくなった事項を削除。

## 4 J60335-2-13 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-13:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
  - 第 2-13 部 : 深めのフライ鍋、フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250V 以下で、家庭での使用及びこれに類する使用を意図し、油を料理用に使用し、推奨最大油量が 5L 以下の深めの電気フライ鍋、電気フライパン、電気中華鍋、及びその他の電気機器（以下、機器という。）の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気フライパン、電気フライヤ
- ・主な改正内容 :

- 取扱説明書について、食品又は油と接触する表面の洗浄方法に関する詳細や、“この機器が外部タイマ又は別の遠隔制御システムで操作することを意図したものではない”旨を記載する、などの表示事項を追加。(7.12)
- 異常運転について、回転バスケットが備わっているフライ深なべの試験条件を追加。(19.2)
- 深めのフライ鍋の各ハンドルについて、外力に対する耐力試験を追加。(22.12)

## 5 J60335-2-14(2021)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-14:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
  - 第 2-14 部 : ちゅう房機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250V 以下の家庭用及びこれに類する目的の電気ちゅう房機器 (以下、機器という。) の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサー、電気製めん機、コーヒーひき機、電気缶切機、電気肉ひき機、電気肉切り機、電気パン切り機、など
- ・主な改正内容 :
  - 用語及び定義に、コードレスブレンダを追加。(3.106)
  - コードレスブレンダに附属するスタンドについて、製造事業者、型式等の表示を要求。(7.1)
  - 取扱説明書への記載事項について、フードプロセッサ・ブレンダの誤使用による潜在的に負傷のおそれがある旨 (洗浄中等の刃による怪我、熱い液体を入れた場合の火傷)、コードレスブレンダは専用のスタンドでしか使用すべきでない旨 など、表示項目を追加。(7.12)
  - コードレスブレンダ用スタンドの接続装置は、水による影響を受けないような構造であることを求める要求事項を追加。(15.101)
  - フードブレンダ及び手持ち形ブレンダのボウル及び切断刃に適切な機械的強度を要求することを追加。(20.119)
  - コードレスブレンダの機器カップラに通常使用中に発生する応力に耐える構造を要求することを追加。(22.103)

## 6 J60335-2-15(2021)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-15:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
  - 第 2-15 部 : 液体加熱機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250V 以下の家庭用及びこれに類する用途の液体加熱用電気機器 (以下、機器という。) の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気がま、電気なべ、電気卵ゆで器、電気牛乳沸器、電気湯沸器、電気コーヒー沸器、電気茶沸器、電気湯せん器、電気蒸し器 など
- ・主な改正内容 :
  - 適用範囲の例に炊飯器、豆乳メーカーを追加、また、用語及び定義に、コードレス機器を追加。
  - 取扱説明書について、コードレス機器は付属のスタンドと共にのみ使用すべきである旨、圧力鍋を安全に開ける方法の詳細を示し、圧力が十分に減少するまで容器を開けてはならない旨などの記載事項を追加。(7.1)
  - コードレス機器の専用スタンドの接続装置は、水による影響を受けないような構造であることを求める要求事項を追加。(15.102)
  - 炊飯器の内部が水の影響を受けてはならないことを求める要求事項を追加。(15.103)
  - やかん及び電気保温ポットの転倒流水試験を追加。(22.104)

## 7 J60335-2-53(2021)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-53:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
  - 第 2-53 部 : サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相の場合は 250V 以下、その他の場合は 480V 以下で、定格入力が 20kW 以下の、サウナ用電熱装置及び赤外線発生装置 (以下、機器という。) の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気サウナバス、サウナバス用電熱器
- ・主な改正内容 :
  - 用語及び定義に、予約モード (time pre-selection) を追加。(3.108)

- 予約モードを持つ場合について、制御装置は固定式であること(22.51)、遠隔操作待機モード設定をもつ組立式サウナのドアへの要求を適用すること(22.108)を追加。
- サウナルーム内の制御装置・保護装置及び組立式サウナの照明器具の絶縁物について、試験条件の最高温度での使用に適することに修正。(24.102)

## 8 J60335-2-54(2021)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-54:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
  - 第2-54部 : 液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が250V以下の液体洗浄剤又は蒸気を使用することによって、表面を清掃することを意図した家庭用電気掃除機(以下、機器という。)の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : その他の工作用又は工芸用の電熱器具(家庭用蒸気利用壁紙はがし器、)、電気消毒器(電熱器具 消毒機能のある家庭用スチームクリーナ)
- ・主な改正内容 :
  - 用語及び定義に、加圧機器 (pressurized appliance) を追加。(3.101)
  - スイッチについて、不用意な動作が生じるおそれがないような構造であるか、又は操作部を解放したときにOFF位置に自動的に戻るものであることを追加。(20.101)
  - 携帯形の機器について、落下試験を追加。(21.1)
  - 瞬間スチームクリーナの過圧試験について、圧力の上限值を変更。(22.7)
  - スチームの放出について、使用者を危険にさらすことのない(床掃除専用のスチームクリーナを除き、スイッチ操作部を解放したときにスチームの放出が止まる)構造とすることを追加。(22.102)

## 9 J60335-2-65(2021)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-65:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
  - 第2-65部 : 空気清浄用機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が、単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の家庭用及び類似の目的のための、空気清浄用機器(以下、機器という。)の安全性について規定する。  
通常、家庭で用いない機器でも、店舗、軽工業及び農場において一般人が用いる機器のような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲である。
- ・電気用品名 : 空気清浄機
- ・主な改正内容 :
  - 定義にUV放射空気清浄用機器を追加。(3.103)
  - UV放射空気清浄用機器について、紫外線は目及び皮膚に対して危険であり、機器外では交換可能なUV-Cエミッタを操作しない旨の警告表示を追加。(7.1)
  - 取扱説明書に、UV-Cエミッタをもつ機器について、意図していない使用やハウジングへの損傷は、UV-C放射の漏れが発生する可能性があり、たとえ漏れが少量であっても、目及び皮膚の障害を引き起こす旨の記載を要求事項として追記。(7.12)
  - 充電部への接近に対する保護について、JIS C 9335-1との重複規定を削除。(8.14)
  - 危険な量の放射線の放出について規制する要求事項を追記。(32.102)
    - 機器からの波長が200nm~280nmの全放射照度は、0.003W/m<sup>2</sup>を超えてはならない。
    - 波長が250 nm ~ 400 nmの全放射照度は、1mW/m<sup>2</sup>を超えてはならない。

## 10 J60335-2-67(2021)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-67:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
  - 第2-67部 : 業務用床処理機の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器にあつては250V以下、その他の機器にあつては480V以下の商用電源駆動モータ、内燃機関及び電池駆動モータをもつ機器で、人工的な表面をもつ床に用いられる屋内及び屋外で用いられる業務用の駆動床処理機の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気床磨き機、等

- ・主な改正内容： モータ駆動清掃ヘッド、電池、タイヤ、固定ガード等への要求事項、通電ホースへの摩耗性及び押し潰しへの耐性に関する要求事項、燃料タンクを持つ機器及び液化石油ガスを用いる内燃機関で駆動する機器に対する要求事項、モーター駆動清掃ヘッドに表示する項目を追加した。

#### 11 J60335-2-76 (2021)

- ・採用する JIS： JIS C 9335-2-76:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
  - －第2-76部：電気さく用電源装置の個別要求事項
- ・適用範囲： この規格は、定格電圧が250 V以下の、農業用及び野生動物管理用のさく用ワイヤに通電する電気さく用電源装置の安全性について規定する。
- ・電気用品名： 電気さく用電源装置、等
- ・主な改正内容：
  - －適用範囲に含まれるD形電気さく用電源装置の種類を追加し、定義を変更。(箇条1、3.5.107)
  - －標準負荷装置 (standard load) の負荷条件を細分化。(3.8.101)
  - －D形電気さく用電源装置の着脱できる電源供給装置は、製造業者が提供する附属品のリストに記載しなければならないことを追記。(22.56)

電気さくと電気さく用電源装置

#### 12 J60335-2-81 (2021)

- ・採用する JIS： JIS C 9335-2-81:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
  - －第2-81部：足温器及び電熱マットの個別要求事項
- ・適用範囲： この規格は、定格電圧が250 V以下で、家庭用及びそれに類する用途の足温器及び電熱マットの安全性について規定する。  
通常、家庭で用いない機器でも、店舗、軽工業及び農場において一般人が用いるような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲である。
- ・電気用品名： 電熱マット、等
- ・主な改正内容： 洗濯可能な機器の要求事項、可とう性コードに取り付けたコントローラ及び機器用インレットの要求事項を追加し、電熱素子、内部配線の絶縁について異常な熱、火に対する耐性試験を追加した。

#### 13 J60335-2-85 (2021)

- ・採用する JIS： JIS C 9335-2-85:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
  - －第2-85部：ファブリックスチーマの個別要求事項
- ・適用範囲： この規格は、定格電圧が250 V以下の、家庭用及びこれに類する目的のファブリックスチーマの安全性について規定する。  
通常、家庭で用いない機器でも、店舗において一般人が用いる機器のような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲である。
- ・電気用品名： 電気湯のし器、等
- ・主な改正内容： 適用範囲において規格の対象外とする表現を変更し、電源コードに編組コード（コード分類 60245IEC89）の使用を許容した。

#### 14 J60335-2-89 (2021)

- ・採用する JIS： JIS C 9335-2-89:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
  - －第2-89部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項
- ・適用範囲： この規格は、電動圧縮機を内蔵した単一の機器、又は二つの組立品として供給された後、製造業者の取扱説明書に従って単一の機器として組み立てる機器（分離形機器）であって、電氣的に動作する業務用の冷凍冷蔵機器及び製氷機の安全性について規定する。
- ・電気用品名： 冷蔵用のショーケース、等
- ・主な改正内容：
  - －適用範囲として製氷機を追加し、それに伴い製氷機に関する要求事項等を追加し

た。(箇条 1、7.12.1)

- 飲料を陳列又は保存するための機器の棚に対する要求事項を追加。(21.102)
- 可触ガラスパネルの要求事項及び試験方法を追加、可燃性冷媒を用いた分離型機器等に対する要求事項を追加。(箇条 22)

#### 15 J60335-2-98 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-98:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性  
— 第 2-98 部 : 加湿器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の家庭用及びこれに類する用途の加湿器の安全性について規定する。  
通常、家庭で用いない機器でも、店舗、軽産業及び農場において一般人が用いる機器のような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲である。
- ・電気用品名 : 電気加湿機
- ・主な改正内容 : 水蒸気の温度が 60°C を超える場合、旧 JIS では、やけどに対する趣旨表示 (注意文章) を表示しなければならない規定であったが、図記号の表示でもよいとした。

#### 16 J60670-1 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 8462-1:2021 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ  
— 第 1 部 : 一般要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、屋内又は屋外の家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備に用いる電気アクセサリ用で、定格電圧が交流 1000 V 以下及び直流 1500 V 以下のボックス、エンクロージャ及びエンクロージャの一部について規定する。  
この規格は、周囲温度が通常 40 °C を越えない場所で使用されるボックス及びエンクロージャに適用する。
- ・電気用品名 : ケーブル配線用スイッチボックス
- ・主な改正内容 : 在来工事に使用されるボックス及びエンクロージャを国際規格との整合化を高める事を目的に、JIS C 8462-31 の内容を取り込み、以下の改正をした。
  - ボックス及びエンクロージャが使用される周囲温度を通常 40°C を越えない場所に変更した。(箇条 1)
  - 我が国の配電事情による設備工事である在来工事の定義、その他用語の定義を追加した。(箇条 3)
  - 分類表に固形物の侵入に対する保護等級及び水の有害な侵入に対する保護等級の記載を追加した。(7.6、7.7)
  - 絶縁抵抗及び耐電圧は、ボックスも対象であることを追加した。(箇条 14)
  - JIS C 60068-2-75 に従ったスプリングハンマで行う試験は、ボックスも対象であることを追加した。(15.1)

#### 17 J60884-2-5 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 8282-2-5:2021 (ただし、附属書 AA を適用しない) 家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント  
— 第 2-5 部 : アダプタの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 50 V を超え 440 V 以下、定格電流が 32 A 以下の接地極付き又は接地極なしで、家庭用及びこれに類する用途の屋内用又は屋外用の交流アダプタについて規定する。
- ・電気用品名 : アダプター、マルチタップ、等
- ・主な改正内容 :
  - 接地端子又は接地口出線を持つアダプタを適用範囲から除外。(箇条 1)
  - アダプタの定格電流は、組込形過電流保護装置の定格電流より小さくなければならない旨を追加。(6.103)
  - プラグ部の部分的なかん合時の充電部接触禁止を適用除外。(10.1)
  - ケーブルアウトレットをもつアダプタにも、ねじ形端子を備える要求を追加。

(12.1.1)

- － その他、対応国際規格の改正に合わせ、試験方法及び要求事項の変更。

18 J60898-1 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 8211:2020+追補 1 (2021) 住宅及び類似設備用配線用遮断器
- ・適用範囲 : この規格は、周波数 50Hz、60Hz 又は 50Hz/60Hz の交流 440V 以下（線間）又は交流 300V 以下（対地間）、定格電流が 150A 以下、定格短絡遮断容量が 25kA 以下の気中で遮断する交流の配線用遮断器について規定する。  
また、この規格では、電気設備規定の要求事項の差異によって、異なる性能の二つの遮断器を次の附属書に分けて規定する。
  - ・附属書 1 : JISC60364 低圧電気設備規定対応形配線用遮断器
  - ・附属書 2 : 在来電気設備規定対応形配線用遮断器なお、附属書 1 の遮断器は在来電気設備規定の回線には用いない。また、附属書 2 の遮断器は JISC60364 の規格群による回路には用いない。
- ・電気用品名 : 配線用遮断器
- ・主な改正内容 : 新設

19 J61008-1 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 8221:2020+追補 1 (2021) 住宅及び類似設備用漏電遮断器  
一過電流保護装置なし (RCCBs)
- ・適用範囲 : この規格は、電源電圧依存形のもの及び電源電圧非依存形のものを含めて、定格電圧が交流 440V 以下（線間）又は交流 300V 以下（対地間）、定格電流が 150A 以下で定格周波数が 50Hz、60Hz 又は 50/60Hz の住宅及び類似設備用の過電流保護装置なし漏電遮断器について規定する。  
また、この規格では、電気設備規定の要求事項の差異によって、異なる性能の二つの漏電遮断器を次の附属書に分けて規定する。
  - ・附属書 1 : JISC60364 低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
  - ・附属書 2 : 在来電気設備規定対応形漏電遮断器なお、附属書 1 による漏電遮断器は、在来電気設備規定の回線には用いない。また、附属書 2 による漏電遮断器は、JISC60364 の規格群による回路には用いない。
- ・電気用品名 : 漏電遮断器
- ・主な改正内容 : 新設

20 J61009-1 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 8222:2021 住宅及び類似設備用漏電遮断器  
一過電流保護装置付き (RCBOs)
- ・適用範囲 : この規格は、電源電圧依存形のもの及び電源電圧非依存形のものを含めて、定格電圧が交流 440V 以下（線間）又は交流 300V 以下（対地間）、定格電流が 150A 以下で定格周波数が 50Hz、60Hz 又は 50/60Hz で、定格短絡容量が 25kA 以下の住宅及び類似設備用の過電流保護装置付き漏電遮断器について規定する。  
また、この規格では、電気設備規定の要求事項の差異によって、異なる性能の二つの漏電遮断器を次の附属書に分けて規定する。
  - ・附属書 1 : JISC60364 低圧電気設備規定対応形漏電遮断器
  - ・附属書 2 : 在来電気設備規定対応形漏電遮断器なお、附属書 1 による漏電遮断器は、在来電気設備規定の回線には用いない。また、附属書 2 による漏電遮断器は、JISC60364 の規格群による回路には用いない。
- ・電気用品名 : 漏電遮断器
- ・主な改正内容 : 新設

21 J61058-1 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 4526-1:2020 機器用スイッチー第 1 部 : 通則
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 480V 以下、定格電流 63A 以下で、家庭用又はこれに類する

用途の電気機器、及び他の装置を制御するための機器用スイッチについて規定する。

- ・電気用品名： タンブラースイッチ、ロータリースイッチ、押しボタンスイッチ、プルスイッチ、その他の点滅器、中間スイッチ、ペンダントスイッチ 等
- ・主な改正内容： 規定内容を通則だけとし、機械式スイッチ及び電子式スイッチへの要求事項は別規格（子規格）に規定した。また、対応国際規格の改訂に伴い、水の侵入に対する保護等級の分類、汎用負荷にかかる表示、端子試験シーケンス及び温度上昇試験を追加する等の改正を行った。

## 22 J61058-1-1 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 4526-1-1:2020 機器用スイッチー第 1-1 部：機械スイッチの要求事項
- ・適用範囲： この規格は、定格電圧 480V 以下、定格電流 63A 以下で、家庭用又はこれに類する用途の電気機器、及び他の装置を制御するための機器用スイッチについて規定する。また、JISC4526-1 の通則と併せて機械式スイッチング素子について規定する。
- ・電気用品名： タンブラースイッチ、ロータリースイッチ、押しボタンスイッチ、プルスイッチ、その他点滅器
- ・主な改正内容： 新設

## 23 J62133-2 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 62133-2:2020 ポータブル機器用二次電池の安全性  
ー第 2 部：リチウム二次電池
- ・適用範囲： この規格は、ポータブル機器に使用するリチウム二次電池（リチウム二次単電池及びリチウム二次組電池）の、意図する使用時及び合理的に予見可能な誤使用時における安全な作動の要求事項及び試験方法について規定する。
- ・電気用品名： リチウムイオン蓄電池
- ・主な改正内容： 旧規格（JIS C 8712:2015）からの主な改正点は下記のとおり。
  - ー ニッケル系及びリチウム系が規定されていた旧規格を分割し、リチウム二次電池だけを適用範囲とした。(1)
  - ー 複数の単電池又は電池ブロックが直列に接続された組電池の場合において充電器の定格出力電圧を過充電の保護とみなしてはならないという禁止事項、並びに放電下限電圧を超えて放電しないこと及び組電池の制御系に単電池バランス回路を組み込むことの推奨事項を追加。(5.6.2)
  - ー 省令第十一条第一項の要求事項に適合させるために、鋭利な角による危害の防止に関する要求事項を追加。(5.6.3A)
  - ー 強制放電の放電電圧条件について、負極に銅はくを使用しない電池種を考慮し、上限充電電圧の負の値を 90 分維持する規定に変更(7.3.7)

## 24 J62841-2-5 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 62841-2-5:2020 手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性  
ー第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項
- ・適用範囲： この規格は、定格電圧が単相の交流又は直流の場合は 250 V 以下、三相の交流の場合は 480 V 以下であって、定格入力が 3,700W 以下の手持形丸のこのについて規定する。
- ・電気用品名： 電気のこぎり
- ・主な改正内容： 新設

## 25 J62841-2-14 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 62841-2-14:2020 手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性  
ー第 2-14 部：手持形かんなの個別要求事項
- ・適用範囲： この規格は、定格電圧が単相の交流又は直流の場合は 250 V 以下、三相の交流の場合は 480 V 以下であって、定格入力が 3,700W 以下の手持形かんなについて規定す

る。

- ・電気用品名： 電気かん
- ・主な改正内容： 新設

## 26 J74001 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 8300:2019+追補1 (2021) 配線器具の安全性
- ・適用範囲： この規格は、防爆形及び油入形を除く、定格電圧が100～300V の交流の電路に用いる配線器具について規定する。ただし、蛍光灯用ソケットについては、定格電圧が100～1,000V のものに適用する。調光器は、定格電圧が100～150V のものに適用する。  
※この規格の配線器具は、「電気設備の技術基準の解釈」第217条まで（在来工事）の下で施工するものが該当する。
- ・電気用品名： 中間スイッチ、タイムスイッチ、カットアウトスイッチ、電磁開閉器、漏電遮断器、リモートコントロールリレー、蛍光灯用ソケット、蛍光灯用スターターソケット、延長コードセット、タンブラースイッチ、開閉器等
- ・主な改正内容： 本規格を適用する調光器について、造営材に取り付け固定配線によって用いる調光器のみとし、その定格電圧を「300V 以下」から「150V 以下」に変更するとともに、附属書G（調光器）の位置づけを“（参考）”から“（規定）”へ変更する等の改正を行った。